

上尾市ひとり親家庭養育費確保支援補助金交付要綱

（令和 6 年 8 月 1 日）
市 長 決 裁

（趣旨）

第 1 条 市は、養育費の取決めに係る公正証書等の取得を促進し、その債務の継続した履行を確保するため、養育費の確保に関する取組を行ったひとり親家庭の親に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金に関しては、その交付に係る手続にあつては上尾市補助金等交付規則（昭和 5 4 年上尾市規則第 4 号。以下この項及び第 8 条において「規則」という。）第 1 7 条の規定によりこの要綱の定めるところによるものとし、交付に係る手続以外の事項にあつては規則第 1 8 条から第 2 0 条まで、第 2 2 条及び第 2 3 条に定めるところによる。

（定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 養育費 離婚その他の事由により、児童（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 3 9 年法律第 1 2 9 号）第 6 条第 3 項に規定する児童をいう。以下同じ。）を現に監護していない父母の一方が、当該児童に係る扶養の義務を履行するために負担する当該児童の監護に要する費用をいう。
- (2) ひとり親家庭の親 母子及び父子並びに寡婦福祉法第 6 条第 1 項に規定する配偶者のない女子及び同条第 2 項に規定する配偶者のない男子であつて、児童を扶養しているものをいう。
- (3) 公正証書等 民事執行法（昭和 5 4 年法律第 4 号）に基づく強制執行によって実現されることが予定される養育費の請求権の存在、範囲、債権者及び債務者を表示した公の文書であつて、強制執行認諾文言付公正証書、判決書、調停調書、審判書、和解調書その他の債務名義として効力を有するものをいう。
- (4) 養育費保証契約 保証会社（養育費の不払が生じた場合において養育費の立替えその他の養育費の支払に関する業務を行う会社をいう。）と締結した養育費の立替えその他の養育費の支払に関する契約をいう。
- (5) 裁判外紛争解決手続 弁護士法（昭和 2 4 年法律第 2 0 5 号）第 3 1

条の規定に基づき設立された弁護士会（別表3の項において単に「弁護士会」という。）及び裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成16年法律第151号）第5条の規定に基づき法務大臣の認証を受けた者（同項において「認証ADR事業者」という。）が実施する裁判外での紛争解決に係る手続をいう。

（補助金の交付を受けることができる者）

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するひとり親家庭の親とする。

- (1) 市内に住所を有すること。ただし、配偶者等からの暴力その他やむを得ない事情がある場合にあっては、この限りでない。
- (2) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条第1項に規定する児童扶養手当の支給を受けている者又は当該児童扶養手当の支給要件と同様の所得水準にある者であること。
- (3) 別表1の項から3の項までに掲げる取組のいずれかを行った者であること。
- (4) 過去に市からこの要綱に基づく補助金の交付又は国、他の地方公共団体等からこの要綱に基づく補助金に相当する補助金、助成金等の交付を受けていないこと。

2 補助金の交付を受けようとする者は、前項に定める要件のほか、次の各号に掲げる取組の区分に応じ、当該各号に定める要件を満たさなければならない。

- (1) 別表1の項に掲げる取組 次のア及びイに掲げる要件のいずれにも該当すること。
 - ア 公正証書等の作成に要する費用を負担していること。
 - イ 養育費の取決めに係る公正証書等を有していること。
- (2) 別表2の項に掲げる取組 次のアからウまでに掲げる要件のいずれにも該当すること。
 - ア 養育費保証契約の締結に要する費用を負担していること。
 - イ 養育費の取決めに係る公正証書等を有していること。
 - ウ 養育費保証契約の保証期間が1年以上であること。
- (3) 別表3の項に掲げる取組 裁判外紛争解決手続の利用に要する費用を

負担していること。

(補助対象事業等)

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、ひとり親家庭の親が別表1の項から3の項までに掲げる取組を行う事業とする。

2 補助金の交付の対象となる経費及び補助額は、別表のとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、上尾市ひとり親家庭養育費確保支援補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 当該申請をした者(以下「申請者」という。)に係る児童扶養手当証書の写し、ひとり親家庭等医療費受給者証の写し又は申請者及びその扶養している児童の戸籍謄本又は抄本
- (2) 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者全ての住民票の写し
- (3) 児童扶養手当受給者又はひとり親家庭等医療費受給者でない場合、申請者の前年(1月から10月までの間に申請する場合には、前々年)の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する70歳以上の同一生計配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)の証明書(同法に規定する控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る。)がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。)
- (4) 補助対象経費に係る領収書等の写し
- (5) 別表1の項に掲げる取組を行った者にあつては、公正証書等の写し
- (6) 別表2の項に掲げる取組を行った者にあつては、次のア及びイに掲げる書類
 - ア 公正証書等の写し
 - イ 養育費保証契約書の写し
- (6) 別表3の項に掲げる取組を行った者にあつては、裁判外紛争解決手続による養育費の取決めを行ったことが確認できる書類又は裁判外紛争解決手続による合意が成立しなかったことが確認できる書類の写し

2 前項の規定にかかわらず、同項第1号及び第2号に規定する書類により証明すべき事実を市長が公簿等によって確認することができるときは、当該書類の添付を省略させることができる。

3 第1項の規定による申請は、次の各号に掲げる取組の区分に応じ当該各号に定める日から6か月以内に、これを行わなければならない。

(1) 別表1の項に掲げる取組 公正証書等を作成した日

(2) 別表2の項に掲げる取組 養育費保証契約を締結した日

(3) 別表3の項に掲げる取組 裁判外紛争解決手続による養育費の取決めを行った日又は裁判外紛争解決手続による合意が成立しなかった日

(補助金の交付等の決定)

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査した上で、補助金の交付の可否を決定し、その結果を上尾市ひとり親家庭養育費確保支援補助金交付（不交付）決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付の方法)

第7条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者は、当該補助金の交付を受けようとするときは、上尾市ひとり親家庭養育費確保支援補助金交付請求書（第3号様式）により、市長に請求しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、当該請求を行った者に対し、速やかに補助金を交付するものとする。

(関係書類の保管)

第8条 規則第22条の規定により整備する書類及び帳簿は、当該補助事業の完了の日の属する市の会計年度の翌会計年度から起算して5年間保管しておかななければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行し、令和6年4月1日以後に行った養育費の確保に関する取組から適用する。

別表（第3条、第4条、第5条関係）

取組		補助対象経費	補助額
1	公正証書等の作成	公証人手数料令（平成5年政令第224号）に定める公証人が受ける手数料、家庭裁判所の調停の申立て又は裁判に要する収入印紙代、連絡用の郵便切手代及び戸籍謄本等の添付書類取得費用	5万円以内の額
2	養育費保証契約の締結	保証会社と養育費保証契約を締結する際に要する経費のうち、初回保証料として補助金の交付を受けようとする者が負担した費用	同上
3	裁判外紛争解決手続の利用	申込料及び依頼料に相当する費用並びに調停に係る費用（書類等の代理作成費用、申立人又は相手方の要望により弁護士会及び認証ADR事業者が用意する場所以外で調停を行う場合における当該場所の賃借費用、交通費その他の実費を除く。）	同上